

国際生物多様性年（International Year of Biodiversity）について

<経緯>

平成 18 年の生物多様性条約第 8 回締約国会議の勧告に従い、同年 12 月の国連第 61 回総会において、2010 年を国際生物多様性年と宣言すると共に、生物多様性条約事務局を国際生物多様性年の担当窓口として特定（決議 61/203）。

<目的>

- 生物多様性の重要性—人類にとっての重要性を含む—および生物多様性の保全と持続可能な利用、また生物多様性の利用から生じる利益の衡平な配分を確実に実現する上で生物多様性条約が果たす役割に関する認識を高めること。
- 条約の 3 つの目的（生物の多様性の保全、生物多様性持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分）を達成するために、条約の実施および協調的な取組みへのあらゆる主体と利害関係者の参加を促進すること。

全ての締約国は、先住民・地域社会の代表者を含む国家的な委員会を設置し、国際生物多様性年の式典を挙行することが奨励されている。

<参考>

○ 生物多様性条約事務局が検討中の主な 2010 年のスケジュール

1月 オープニング会議（パリ）

5月22日 国際生物多様の日記念行事 国連（ニューヨーク）

締約国（各国）

9月 国連総会（ニューヨーク）

10月 生物多様性条約第10回締約国会議 及び

カルタヘナ議定書第5回締約国会議（名古屋市）

※ 12月 石川県でクロージング会議を検討中

○ 国際年（International Year）とは、国際連合総会において採択・決議される

もので、特定の事項に対して特に重点的問題解決を国連をはじめ全世界の団体・

個人に呼びかけるための期間のこと。

（例） 2009年：世界天文年、国際天然繊維年、国際和解年

2010年：国際生物多様性年、文化の和解のための国際年

2011年：国際森林年